

日本老年泌尿器科学会誌 転載要領

2024年4月11日制定

転載を希望する場合は、以下の要領に従い別紙の転載許可申請書より申請してください。なお、当方の判断で転載許可申請書の修正を求めることができます。

1. 転載の条件

- 出典が明記されていること
- 原典の趣旨に沿っていること
- 転載部分が他の部分と明確に区別されていること
- 転載点数が、1論文あたり原則として3点以内であること

2. 出典の記載

- 転載部分には、著者名、日本老年泌尿器科学会誌名、巻号、頁数、出版年、コピーライトマーク及び日本老年泌尿器科学会名を明記すること
- 但し、転載先の出版物等に引用文献欄がありそこに出典が明記されるならば、上記の記載は省略してもよい

3. 原典の改変

- 改変は必要最小限とすること
- 申請書には改変部分を明示すること
- 転載部分に「改変」と付記すること

4. 転載目的と転載料

転載目的	転載料
学術（学術誌等）	無償
準学術（商業誌等）	図表1点または引用文章100字までにつき1万円（税別）
商用（販売促進資料等）	図表1点または引用文章100字までにつき10万円（税別）

* 転載部分の占める割合が関係する記事の50%以上の場合は転載料を2倍とする

5. その他

- 二次引用する場合は、その度に許可を得ること